

# トランプ2.0始動後も底堅く推移する公益株の注目点

## POINT

- 公益株式は、1)物価上昇や景気減速などの影響を相対的に受けにくく、2)AI(人工知能)の普及や電化の進展、発電コストが低いエネルギーへの移行などで今後も増益が期待され、3)相対バリュエーションが割安水準であることなどから、トランプ2.0始動後も、継続して底堅く推移
- 先行きが不透明なかでは、他の様々な業種との株価の相関が低い公益株式に注目

## ■ トランプ2.0始動後、継続して底堅く推移する公益株式になぜ注目か？

トランプ米大統領の関税政策発動による世界的な貿易戦争に発展する可能性や地政学的リスクが意識されるなか、物価上昇や景気減速懸念が高まり、世界の株式市場や為替市場は大きく変動しています。こうしたなか、世界公益株式は堅調に推移しています。

公益株式は、1)トランプ2.0下の政策や想定される物価上昇や景気減速などの市場環境の影響を相対的に受けにくいこと、2)公益企業は、AI(人工知能)の普及や電化の進展、発電コストが低いエネルギーへの移行などのゆるぎない成長ドライバーを有し、今後も増益が期待されること、3)公益株式の相対バリュエーションが割安水準であること、などからトランプ2.0下でも注目です。

特に米国の軟調な経済指標の発表、カナダ・メキシコに対する関税発動、中国に対する関税引き上げなどを背景に、世界株式がいったんピークアウトした2025年2月中旬以降、直近までの値動きを業種別でみると、関税の影響が大きいセクターを中心に下落率が高くなる一方、公益セクターは堅調に推移してきました。

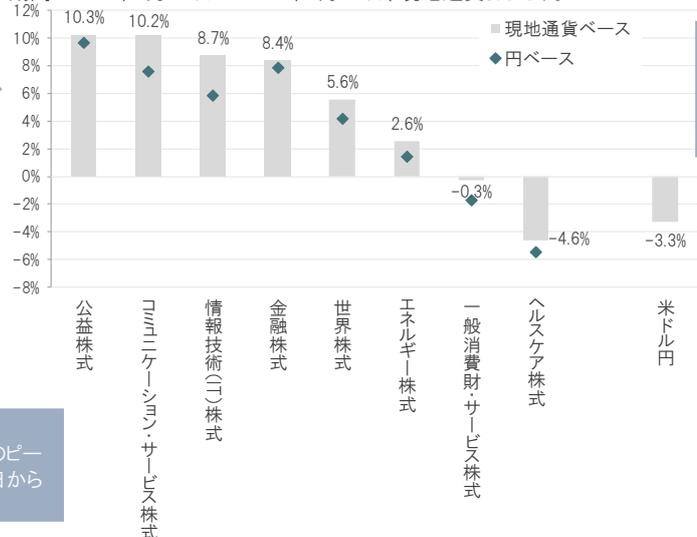
### 世界公益株式、世界株式、世界IT株式のパフォーマンス

日次、期間:2024年2月26日~2025年8月29日、現地通貨ベース、2024年2月26日=100として指数化



### 足元の主要業種別株式の騰落率 (世界株式の前のピークから直近)

期間:2025年2月18日~2025年8月29日、現地通貨および円ベース



1米ドル  
2月18日  
152円から  
8月29日  
147円に

24年2月26日 24年8月26日 25年2月26日 25年8月26日

※長期のパフォーマンスは3頁に記載 ※左図の起点の2024年2月26日は世界公益株式の対世界株式相対パフォーマンスの直近のボトム ※業種別株式:MSCI世界各業種別株価指数、世界公益株式および公益株式:MSCI世界公益株価指数、世界株式:MSCI世界株価指数、世界IT株式および情報技術(IT)株式:MSCI世界情報技術(IT)株価指数 ※株価指数は配当込み、税引後 出所:リフィニティブ an LSEG business、ブルームバーグのデータを基にピクテ・ジャパン作成 ※当頁に記載のデータは株価指数のものであり、特定のファンドの運用実績ではありません。したがってファンドでかかる信託報酬等は考慮されていません。

当資料中のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

## ■ 先行きが不透明なかでは、他の様々な業種との株価の相関が低い公益株式に注目

公益企業は地域に密着し、景気に左右されにくい公共サービスを提供する事業を行っているため、グローバルに事業を展開する業種や景気に敏感な業種などに対して、株価の相関が低い傾向が見られます。

現在当ファンドにおいて組入比率の高い米国について、業種別の株価の長期的な相関をみると、米国公益株式は他の様々な業種の株価と相関が低い傾向がみられました。

市場の先行きが不透明なかでは、グローバルに事業を展開し景気に敏感な情報技術(IT)などと公益株式を組み合わせるとより分散効果が高まるとみられます。

### 業種別米国株式の相関

月次、期間:1995年8月末~2025年8月末、米ドルベース

	公益事業	生活必需品	資本財・サービス	ヘルスケア	コミュニケーション・サービス	エネルギー	金融	素材	一般消費財・サービス	情報技術
公益事業		0.49	0.42	0.41	0.33	0.36	0.36	0.37	0.29	0.20
生活必需品	0.49		0.62	0.67	0.43	0.37	0.60	0.53	0.51	0.32
資本財・サービス	0.42	0.62		0.59	0.55	0.60	0.83	0.84	0.81	0.66
ヘルスケア	0.41	0.67	0.59		0.45	0.39	0.61	0.51	0.52	0.41
コミュニケーション・サービス	0.33	0.43	0.55	0.45		0.34	0.48	0.45	0.61	0.57
エネルギー	0.36	0.37	0.60	0.39	0.34		0.55	0.63	0.44	0.35
金融	0.36	0.60	0.83	0.61	0.48	0.55		0.72	0.74	0.53
素材	0.37	0.53	0.84	0.51	0.45	0.63	0.72		0.73	0.56
一般消費財・サービス	0.29	0.51	0.81	0.52	0.61	0.44	0.74	0.73		0.73
情報技術	0.20	0.32	0.66	0.41	0.57	0.35	0.53	0.56	0.73	

※業種別米国株式:S&P500各業種別株価指数、配当込み、税引前 ※相関(係数)は値動きの連動性を表す指標。1から-1までの範囲で示され、1に近いほど、一方が上昇(下落)すると他方も上昇(下落)する連動性が強く、相関係数が0に近い場合には、双方の騰落率の動きには関連性がないと考えられる。相関係数がマイナス1に近いほど、一方が上昇(下落)すると他方が逆方向に下落(上昇)する連動性が強い。  
出所:ブルームバーグのデータを基にピクテ・ジャパン作成

### (ご参考)ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド (毎月分配型)設定来基準価額

日次、期間:2005年2月28日(設定日)~2025年8月29日 (円)



### (ご参考)ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド (1年決算型)設定来基準価額

日次、期間:2008年10月31日(設定日)~2025年8月29日 (円)



※基準価額は、実質的な信託報酬等控除後。基準価額(分配金再投資後)は、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。基準価額は1万円当たり。

当資料中のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

## ■（ご参考）2000年頃と同様に世界公益株式の相対パフォーマンスは次のサイクルに入るか？

過去の実績では、2000年から2008年にかけて、世界公益株式のパフォーマンスは世界株式に対して優位となりました。その後、2009年以降は世界株式が優位となりました。足元では、世界公益株式が優位に転換した2000年当時の市場環境との類似点がいくつかみられることから、再び世界公益株式が優位となり、中長期的な投資機会となる可能性もあるとみられます。

### 世界公益株式、世界株式のパフォーマンスおよび世界公益株式の対世界株式相対パフォーマンス

現地通貨ベース、日次、期間：1999年6月30日～2025年8月29日、パフォーマンスは1999年6月30日=100として指数化、相対パフォーマンスは1999年6月30日=1として指数化



2000年当時と現在の市場環境との類似点

- 2003～2009年頃
- 公益企業の設備投資・利益の増加
- 2000年当初の特徴
- 世界公益株式の相対PER割安
  - ITバブルで米国株のPER上昇
  - BRICS台頭
  - 同時多発テロ、アフガニスタン紛争

- 2022年頃以降
- 公益企業の設備投資・利益の増加
- 足元の特徴
- 世界公益株式の相対PER割安
  - AIブームで米国株のPER上昇
  - グローバルサウスの台頭
  - ロシアのウクライナ侵攻、イスラエルのガザ侵攻

※世界株式：MSCI世界株価指数、世界公益株式：MSCI世界公益株価指数 ※株価指数は配当込み、税引後、2000年12月末までは月次ベース ※世界公益株式/世界株式：世界公益株式の世界株式に対する相対パフォーマンス 出所：リフィニティブ an LSEG businessのデータを基にピクテ・ジャパン作成  
 ※当資料中のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。  
 ※パフォーマンスは株価指数のものであり、特定のファンドの運用実績ではありません。したがって、ファンドでかかる信託報酬等は考慮されていません。世界公益株式が世界株式をアウトパフォームしても両方が下落した場合には、世界公益株式のリターンはマイナスとなります。

※MSCI指数は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

当資料中のデータ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

## 投資リスク

### [基準価額の変動要因]

- ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- したがって、**投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。**

株式投資リスク (価格変動リスク、信用リスク)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。</li> <li>●株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。</li> </ul>
為替変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。</li> <li>●円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。</li> </ul>

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### [その他の留意点]

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

## ファンドの特色

<詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください>

### 《ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型)》

- 主に世界の高配当利回りの公益株に投資します
- 特定の銘柄や国に集中せず、分散投資します
- 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

- 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
  - 一 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
  - 一 収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。
  - 一 毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、原則として決算時の基準価額が1万円を超えている場合は、毎月の分配金に1万円を超える部分の額および分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります(1万円を超える部分の額が少額の場合には、分配金を付加しないこともあります)。
  - 一 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

### 《ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(1年決算型)》

- 主に世界の高配当利回りの公益株に投資します
- 特定の銘柄や国に集中せず、分散投資します
- 年1回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

- 毎年8月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
  - 一 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
  - 一 収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
  - 一 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※投資にあたっては、以下の投資信託証券への投資を通じて行います。

- ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド(当資料において「グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド」という場合があります)
- ピクテ・ショートターム・マネー・マーケットEUR(当資料において「ショートタームMMF EUR」という場合があります)

※実質組入外貨建資産は、原則として為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

[収益分配金に関する留意事項]

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

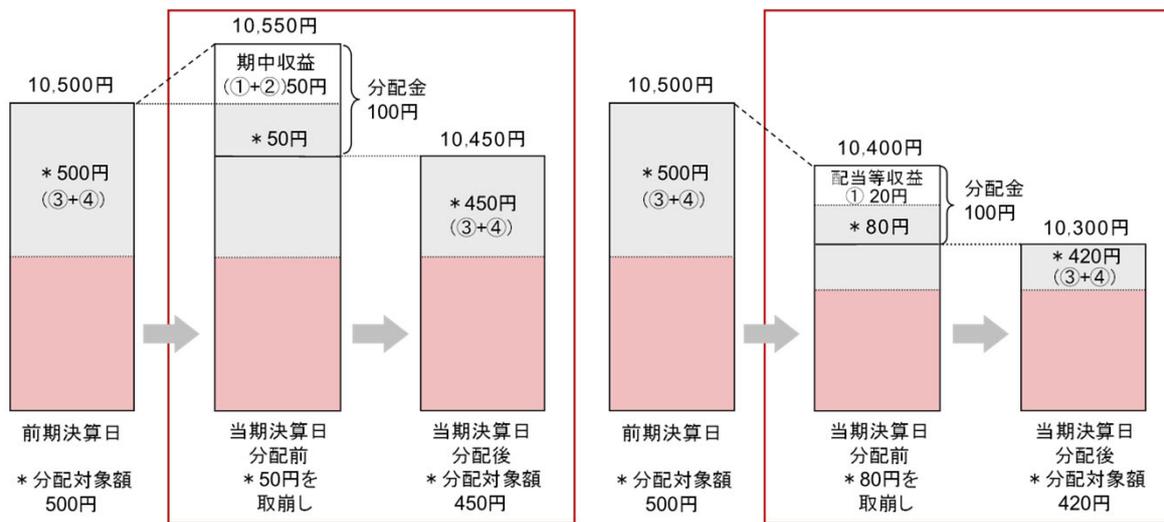


分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

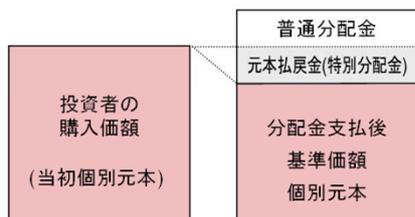
前期決算日から基準価額が下落した場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。  
 ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

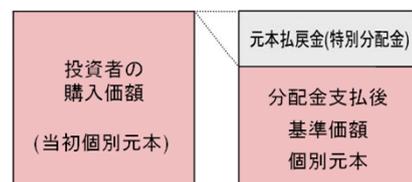
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
 元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。

## 手続・手数料等

### [お申込みメモ]

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
購入・換金の申込不可日	ルクセンブルクの銀行、ロンドンの銀行またはニューヨーク証券取引所の休業日においては、購入・換金のお申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
信託期間	ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型) : 2005年2月28日(当初設定日)から無期限とします。 ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(1年決算型) : 2008年10月31日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	各ファンドにつき、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型) : 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。 ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(1年決算型) : 毎年8月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型) : 年12回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(1年決算型) : 年1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

### [ファンドの費用]

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	<b>3.85%</b> (税抜3.5%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。 (詳しくは、販売会社にてご確認ください。)
信託財産留保額	ありません。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年 <b>1.21%</b> (税抜1.1%)の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、「ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型)」は毎計算期末または信託終了のとき、「ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(1年決算型)」は毎計算期間の最初の6ヵ月終了の日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 <b>[運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)]</b>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率0.35%</td> <td>年率0.7%</td> <td>年率0.05%</td> </tr> </tbody> </table>	委託会社	販売会社	受託会社	年率0.35%	年率0.7%	年率0.05%
委託会社	販売会社	受託会社					
年率0.35%	年率0.7%	年率0.05%					
投資対象とする 投資信託証券	グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド : 純資産総額の年率0.6% ショートタームMMF EUR クラス投資証券 : 純資産総額の年率0.3%(上限) クラスP投資証券、クラスPdy投資証券※ : 純資産総額の年率0.45%(上限) ※クラスPdy投資証券は「ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型)」のみが投資対象としています。 (上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。)						
実質的な負担	最大年率 <b>1.81%</b> (税抜1.7%)程度 (この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。)						
その他の費用・ 手数料	毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率 <b>0.055%</b> (税抜0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入 有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動 するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)、そのつど信託財産から支払われます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課され る税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われます。						

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### [税金]

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して <b>20.315%</b>
換金(解約)時 および償還時	所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して <b>20.315%</b>

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。  
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、当資料発行日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。



## 委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社	ピクテ・ジャパン株式会社(ファンドの運用の指図を行う者) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会	【ホームページ・携帯サイト(基準価額)】 <a href="https://www.pictet.co.jp">https://www.pictet.co.jp</a>
受託会社	三井住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者) 〈再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行〉	
販売会社	下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払いを行う者)	

## 販売会社一覧

投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先

《ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型)》

商号等	加入協会				
	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	○	○	○
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○
安藤証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第1号	○		
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○		
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○	○	
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○
株式会社SBI証券(注1)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○	○
OKB証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第191号	○		
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○	○
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第169号	○		
おきぎん証券株式会社	金融商品取引業者	沖縄総合事務局(金商)第1号	○		
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第18号	○		
京銀証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第392号	○		
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○		○
きらぼしライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3198号	○		
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○		
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○		
静岡ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第10号	○		
七十七証券株式会社(注2)	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第37号	○		
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第188号	○		
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	○	○	
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○		
大和証券株式会社(注3)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第6号	○		
東海東京証券株式会社(注4)	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○		○
とちぎんTT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第32号	○		
南都まほろば証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第25号	○		
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○		
野村証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第21号	○	○	
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○		
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第148号	○		
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第50号	○		○
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第134号	○		
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○		
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○		
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○		○
株式会社青森みちのく銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第1号	○		



## 販売会社一覧(つづき)

商号等		加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○		
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○		
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○	○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○	
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○	○	
株式会社沖繩銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第1号	○		
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○		
株式会社鹿児島銀行 (委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社)	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○		
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○	○	
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第117号	○	○	
株式会社北日本銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第14号	○		
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○	○	
株式会社京都銀行 (委託金融商品取引業者 京銀証券株式会社)	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○	○	
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○	○	
株式会社きらぼし銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○	○	
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○		
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○	○	
株式会社高知銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第8号	○		
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	○	○	
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○	○	
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第5号	○	○	
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○		
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号	○	○	
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○	○	
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○		
ソニー銀行株式会社(注5)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○	○	○
株式会社第四北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○	○	
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○	○	
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第44号	○		
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第7号	○		
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第15号	○		
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○	○	
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○	○	
株式会社肥後銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第3号	○		
株式会社百五銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第10号	○	○	
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○	○	
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○	○	
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○	○	
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○	○	
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○	○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○	○	
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第5号	○	○	
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○	○	○
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第34号	○	○	
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○	○	○
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○	○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○	○	
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○	○	
株式会社宮崎銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第5号	○		
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	○		



## 販売会社一覧(つづき)

商号等	加入協会			
	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社もみじ銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第12号	○		
株式会社山形銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第12号	○		
株式会社山口銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第6号	○	○	
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第41号	○		
株式会社U銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼライフデザイン証券株式会社)(オンラインサービス専用)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第673号	○		
株式会社ゆうちょ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第611号	○		
株式会社横浜銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第36号	○	○	

(注1) 株式会社SBI証券は、上記の他に一般社団法人日本STO協会・日本商品先物取引協会にも加入しております。

(注2) 七十七証券株式会社では、新規販売は行っておらず解約のみ受付けております。

(注3) 大和証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

(注4) 東海東京証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

(注5) ソニー銀行株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

## 《ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(1年決算型)》

商号等	加入協会			
	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3283号	○	○	○
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号	○	○	○
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第370号	○		
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第24号	○	○	
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号	○	○	
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○
株式会社SBI証券 (注1)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○	○	○
OKB証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第191号	○		
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	○	○	○
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第169号	○		
おきぎん証券株式会社	金融商品取引業者 沖縄総合事務局長(金商)第1号	○		
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第18号	○		
京銀証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第392号	○		
極東証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第65号	○		○
きらぼライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3198号	○		
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第21号	○		
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第10号	○		
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第188号	○		
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号	○	○	
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第128号	○		
大和証券株式会社 (注2)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号	○	○	○
中銀証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第6号	○		
東海東京証券株式会社 (注3)	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○	○	○
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号	○		○
とちぎんTT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第32号	○		
南都まほろば証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第25号	○		
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第75号	○		
野村証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	○	○	○
八十二証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第21号	○	○	
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号	○		
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第50号	○		○
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第134号	○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○	○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号	○		
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第8号	○	○	
株式会社青森みちのく銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第1号	○		
株式会社秋田銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第2号	○		



## 販売会社一覧(つづき)

商号等	登録金融機関	加入協会	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
			○		○	
株式会社足利銀行	関東財務局長(登金)第43号	○		○		
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	関東財務局長(登金)第633号	○				
株式会社伊予銀行	四国財務局長(登金)第2号	○		○		
株式会社若手銀行	東北財務局長(登金)第3号	○				
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	関東財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	関東財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社大垣共立銀行	東海財務局長(登金)第3号	○		○		
株式会社沖繩銀行	沖縄総合事務局長(登金)第1号	○				
株式会社香川銀行	四国財務局長(登金)第7号	○				
株式会社鹿児島銀行 (委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社)	九州財務局長(登金)第2号	○				
株式会社北九州銀行	福岡財務支局長(登金)第117号	○		○		
株式会社京都銀行	近畿財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社京都銀行 (委託金融商品取引業者 京銀証券株式会社)	近畿財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社きらぼし銀行	関東財務局長(登金)第53号	○		○		
株式会社きらぼし銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社)	関東財務局長(登金)第53号	○		○		
株式会社熊本銀行	九州財務局長(登金)第6号	○				
株式会社静岡銀行	東海財務局長(登金)第5号	○		○		
株式会社十八親和銀行	福岡財務支局長(登金)第3号	○				
株式会社十六銀行	東海財務局長(登金)第7号	○		○		
株式会社常陽銀行	関東財務局長(登金)第45号	○		○		
ソニー銀行株式会社(注4)	関東財務局長(登金)第578号	○		○	○	
株式会社第四北越銀行	関東財務局長(登金)第47号	○		○		
株式会社名古屋銀行	東海財務局長(登金)第19号	○				
株式会社南都銀行	近畿財務局長(登金)第15号	○				
株式会社肥後銀行 (委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社)	九州財務局長(登金)第3号	○				
株式会社百五銀行	東海財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社百十四銀行	四国財務局長(登金)第5号	○		○		
株式会社福岡銀行	福岡財務支局長(登金)第7号	○		○		
PayPay銀行株式会社	関東財務局長(登金)第624号	○		○		
株式会社北陸銀行	北陸財務局長(登金)第3号	○		○		
株式会社北海道銀行	北海道財務局長(登金)第1号	○		○		
株式会社みずほ銀行	関東財務局長(登金)第6号	○		○	○	
株式会社三菱UFJ銀行	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○	
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○	
三菱UFJ信託銀行株式会社	関東財務局長(登金)第33号	○	○	○		
株式会社宮崎銀行	九州財務局長(登金)第5号	○				
株式会社武蔵野銀行	関東財務局長(登金)第38号	○				
株式会社もみじ銀行	中国財務局長(登金)第12号	○		○		
株式会社山形銀行	東北財務局長(登金)第12号	○				
株式会社山口銀行	中国財務局長(登金)第6号	○		○		
株式会社UI銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン 証券株式会社)(オンラインサービス専用)	関東財務局長(登金)第673号	○				
株式会社ゆうちょ銀行	関東財務局長(登金)第611号	○				
株式会社横浜銀行	関東財務局長(登金)第36号	○		○		

(注1) 株式会社SBI証券は、上記の他に一般社団法人日本STO協会・日本商品先物取引協会にも加入しております。

(注2) 大和証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

(注3) 東海東京証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

(注4) ソニー銀行株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

#### 当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ・ジャパン株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、販売会社よりお渡す最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。●運用による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。